

令和6年度 水質検査計画



水質検査計画について

茨木市水道部では、お客さまに安全でおいしい水をお届けするために、水源から浄水場、給水栓（蛇口）に至るまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

水道法施行規則に基づき、この水質検査をどのように行うかを、お客さまに広く知っていただくため、検査する場所・項目・頻度などについて記したものが水質検査計画です。

なお、水質検査計画及び検査結果については、お客さまに公表します。

茨木市水道部

目 次

1	水質検査計画に関する基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	原水、浄水の水質状況及び水質管理上の考慮すべき事項	5
4	採水地点、項目、頻度及びその理由	5
5	臨時の水質検査に関する事項	12
6	水質検査の方法及び実施機関	12
7	水質検査計画及び水質検査結果の公表	14
8	その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項	14
9	関係機関との連携	14

1 水質検査計画に関する基本方針

お客さまに安全でおいしい水をお届けするために水質検査を行うことを基本方針とし、以下の内容で水質検査を行います。

1) 検査の場所

水道法で検査が義務付けられている給水栓(蛇口)に加え、原水、浄水、浄水場の出口及び大阪広域水道企業団からの受水を検査します。

2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、毎日検査項目、水質管理上検査することが望ましい項目である水質管理目標設定項目、要検討項目、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に定められた項目及び茨木市水道部が独自に選定した項目とします。

3) 検査頻度

水道法、指針で定められている頻度を基本とし、過去の検査結果や原水、水源周辺の状況を勘案し、適切な頻度を設定します。

2 水道事業の概要

本市水道部の水道水源は、自己水（深井戸及び浅井戸）と大阪広域水道企業団からの受水（以下「企業団水」という。）からなり、その割合は全体の約12.3%が自己水、残る約87.7%が企業団水となっています。なお、企業団水については、村野浄水場及び三島浄水場系統の分岐地点6ヶ所から供給を受けています。

本市水道部の水道は、山地部の1か所の特設水道を除き、上水道の供給区域となっています。

この残る特設水道につきましても将来の上水道への統合を目指し、検討を進めています。

令和4年度の給水状況については表-1に、各施設の概要については表-2～4に示すとおりです。

表－1 令和4年度給水状況（特設水道含む）

行政区域内人口（人）（A）		285,224
現在給水人口（人）（B）		284,829
普及率（％）（B）／（A）×100		99.9
給水戸数（戸）		131,921
総給水量（m ³ ）（C）		30,522,813
内訳	自己給水量（m ³ ）	3,766,962
	企業団受水量（m ³ ）	26,754,592
	吹田市受水量（m ³ ）	1,259
一日最大給水量（m ³ ）		90,630
一日平均給水量（m ³ ）（C）／365日		83,624

表－2 上水道施設概要

施設名	所在地	処理形式	水源	計画取水量 （m ³ /日）
十日市浄水場	茨木市十日市町16番1号	前塩素消毒、凝集沈澱 急速ろ過、pH調整	深井戸	12,000
		紫外線処理 塩素消毒	浅井戸	5,000

表－3 企業団水の分岐地点

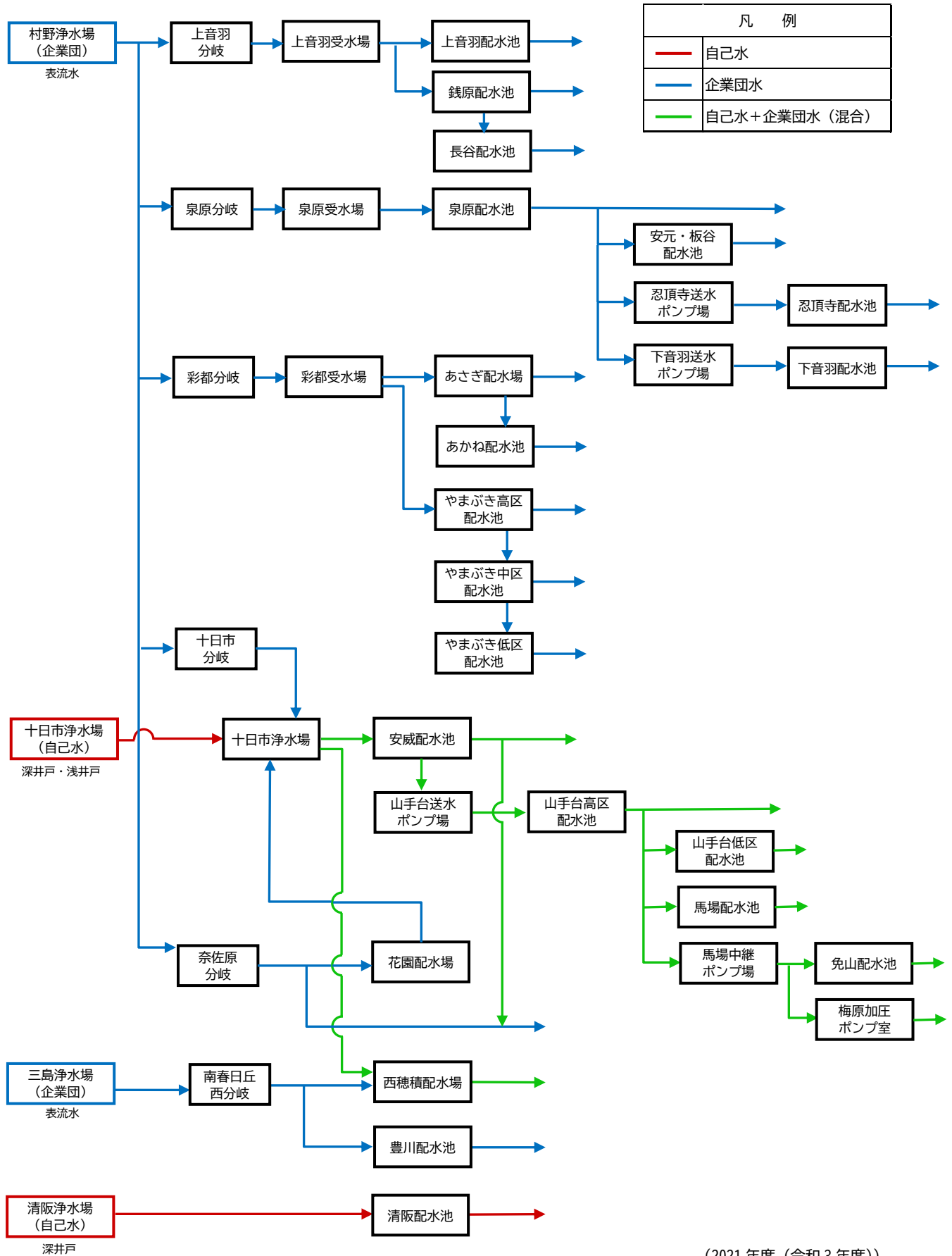
施設名	所在地	企業団水の系統	計画取水量 （m ³ /日）
十日市分岐	茨木市十日市町 666 番地の 3	村野浄水場	3,000
奈佐原分岐	高槻市奈佐原三丁目	村野浄水場	36,800
彩都分岐	茨木市彩都あさぎ四丁目 1 番	村野浄水場	15,100
泉原分岐	茨木市泉原 3429 番地の 3	村野浄水場	400
上音羽分岐	茨木市上音羽 86 番地の 21	村野浄水場	100
南春日丘西分岐	吹田市山田丘地内	三島浄水場	31,800

表－4 特設水道施設概要

施設名	所在地	処理方式	水源	1日計画 最大給水量 （m ³ /日）	計画 給水人口 （人）
清阪浄水場	茨木市清阪 176 番地の 3 外	塩素消毒	深井戸	31	60

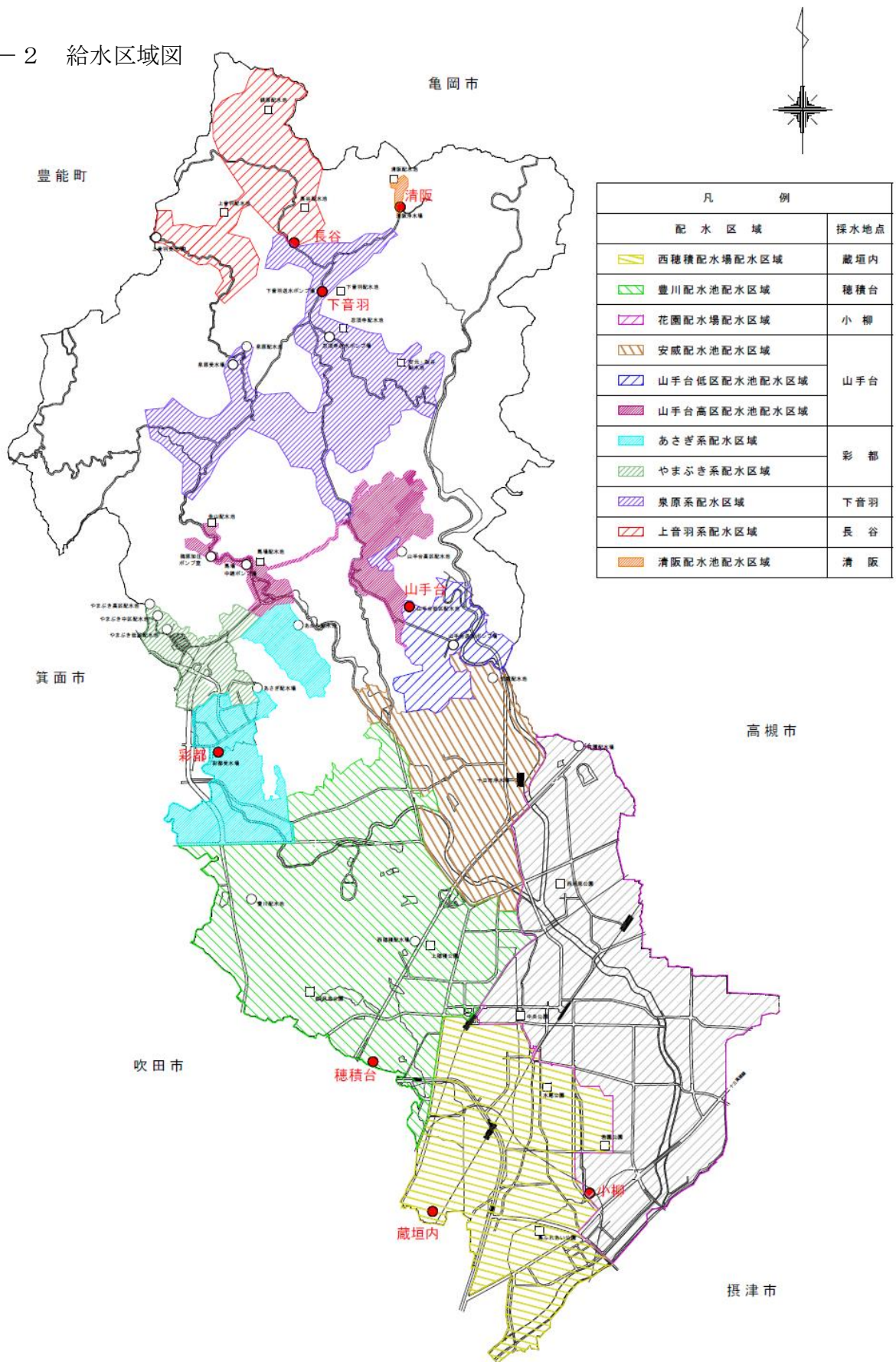
上水道区域における水道水源は、全量企業団水の区域と、自己水と企業団水を混合した区域に大別されます。なお、上水道における送配水系統及び給水区域は、図－1，2に示すとおりです。

図一 1 送配水系統図



(2021年度 (令和3年度))

図一 2 給水区域図



令和3年12月8日現在

3 原水、浄水の水質状況及び水質管理上の考慮すべき事項

1) 上水道

自己水の水源のうち、深井戸の水質は比較的安定していますが、水質基準を満たすために、鉄・マンガン等を除去する必要があるため、凝集沈殿池及び急速ろ過池によって浄水処理を行っています。

浅井戸の水質も、一年を通じて安定していますが、周辺の土地利用の影響を受ける可能性があります。また、クリプトスポリジウム等の対策として紫外線処理を実施しています。

配水については、本市の地形上、山地部でポンプ室等の中継施設を設ける必要があります。水道水の滞留による残留塩素の低下等に留意が必要です。

2) 特設水道

(1) 原水

山地部に1か所残る特設水道は深井戸を水源として利用していますが、水質・水量ともに安定しています。

(2) 浄水

水源の水質が非常に良好で安定していることから、塩素滅菌のみで給水を行っています。

(3) 上水道への統合

特設水道では水源の事故等に備えるため、上水道への統合を目指していますが、それまでの間、水源状況等を監視しながら給水を行う必要があります。

4 水質検査の場所、項目、頻度及びその理由

1) 検査の場所

検査の場所は、水道水質を確認するため、市内8か所の給水栓を選定しています*。さらに、浄水場の原水、浄水等についても選定しています(表-5、図-3)。

* 給水栓の検査の場所の選定に当たっては、次のことを考慮しています。

①配水系統ごとに1か所以上を選定すること。

②配水系統を代表できる場所であり、かつ、採水が容易であること。

表－5 検査の場所

① 給水栓

No.	名 称	採水場所	系 統
1	山手台	山手台低区配水池	安威・山手台（十日市-村野浄水場）
2	蔵垣内	蔵垣内公園	西穂積（十日市-村野・三島浄水場）
3	彩 都	彩都受水場	あさぎ（村野浄水場）
4	小 柳	小柳公園	花園（村野浄水場）
5	穂積台	穂積台公園	豊川（三島浄水場）
6	下音羽	下音羽送水ポンプ場	泉原（村野浄水場）
7	長 谷	長谷口停留所	上音羽（村野浄水場）
8	清 阪	清阪浄水場	清阪特設水道

※村野浄水場及び三島浄水場は大阪広域水道企業団

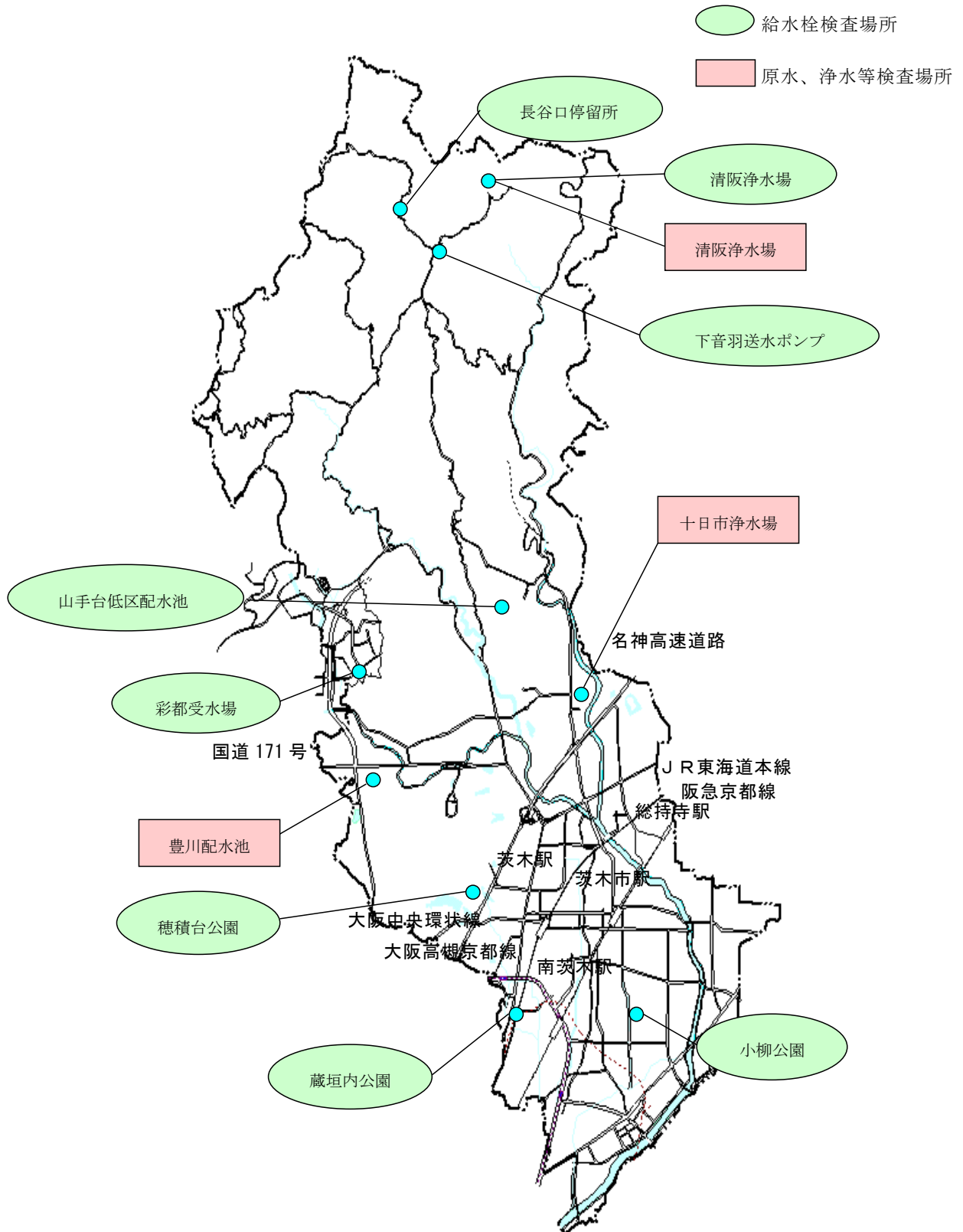
② 原水

No.	名 称	採水場所	系 統
1	十日市深井戸・原水	十日市浄水場	十日市浄水場
2	十日市浅井戸・原水	十日市浄水場	十日市浄水場
3	清阪深井戸・原水	清阪浄水場	清阪浄水場

③ 浄水・企業団水

No.	名 称	採水場所	系 統
1	十日市深井戸・浄水	十日市浄水場	十日市浄水場
2	十日市浅井戸・浄水	十日市浄水場	十日市浄水場
3	企業団受水・十日市受水	十日市浄水場	村野浄水場
4	十日市浄水場・送水	十日市浄水場	十日市浄水場-村野浄水場
5	企業団受水・豊川受水	豊川配水池	三島浄水場
6	清阪深井戸・浄水	清阪浄水場	清阪特設水道

図-3 検査の場所



2) 水質検査項目

水質検査項目は、「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号 最終改正 令和2年厚生労働省令第38号）に定められた51項目、水質基準を補完する目的で定められている水質管理目標設定項目、要検討項目及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に定められたクリプトスポリジウム等とします（表－6、7、8）。

3) 水質検査頻度

水質基準が適用される給水栓での水質検査は、月1回以上の水質検査が必要な項目及び3か月に1回以上の水質検査が必要な項目に区分され、水道事業者は給水地域の特性、これまでの検出状況、水質検査の効率性等を踏まえ水質検査回数を低減、または検査を省略することが可能となっています（図－4）。

本市では、微生物に関連する項目等月1回以上の水質検査を行う必要がある項目はもとより、原水の性状を踏まえ検査が必要と考えられる項目についても、月1回の検査に組み入れています。

さらに、3か月に1回以上の水質検査が必要とされる項目の一部については、これまでの検出状況等から水質検査頻度を最大3年に1回まで省略することが可能ですが、これらの項目についても、安全確認のため給水栓では年4回、原水、浄水等では年2回の水質検査を行います。

また、大阪広域水道企業団の水源が淀川であることから、水温が上昇する夏季に藻類等が産生する臭気物質（かび臭物質）についても確認のため、給水栓で月1回以上の水質検査を行います。

なお、本市における水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他の項目に係る検査頻度は、表－6、7、8に示すとおりです。

4) 水質自動監視装置

末端給水栓における水質（色・濁り・残留塩素）に関する毎日検査については、市内の10か所（蔵垣内公園、小柳公園、白川東公園、元茨木川緑地、宿久庄東村児童遊園、穂積台公園、山手台高区配水池、彩都受水場、長谷配水池、下音羽送水ポンプ場）に水質自動監視装置を配置し、24時間休むことなく水質の監視を行っています。

表一 6 水質基準に係る検査頻度

◎：毎月 ○：年4回 ●：年2回 □：年1回

項目	分類	基準値	水道法で定める 水質検査頻度	給水栓	原水	浄水・受水	
基1 一般細菌	病原生物	100個/mL以下	概ね1月に1回以上	◎	◎	◎	
基2 大腸菌		検出されないこと	概ね1月に1回以上	◎	◎	◎	
基3 カドミウム及びその化合物	金属	0.003mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基4 水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基5 セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基6 鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基7 ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基8 六価クロム化合物		0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基9 亜硝酸態窒素		無機物質	0.04mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	◎	◎
基10 シアン化物イオン及び塩化シアン			0.01mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●
基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		概ね3月に1回以上	◎	◎	◎	
基12 フッ素及びその化合物	金属	0.8mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	◎	◎	
基13 ホウ素及びその化合物		1.0mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基14 四塩化炭素		一般有機化合物	0.002mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●
基15 1,4-ジオキサン			0.05mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●
基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン			0.04mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●
基17 ジクロロメタン			0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●
基18 テトラクロロエチレン			0.01mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●
基19 トリクロロエチレン			0.01mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	○又は●	●
基20 ベンゼン			0.01mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●
基21 塩素酸			0.6mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	—	◎
基22 クロロ酢酸			0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	—	●
基23 クロロホルム			0.06mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	—	●
基24 ジクロロ酢酸		0.03mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	—	●	
基25 ジブロモクロロメタン		消毒副生成物	0.1mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	—	●
基26 臭素酸			0.01mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	—	●
基27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		概ね3月に1回以上	○	—	●	
基28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		概ね3月に1回以上	○	—	●	
基29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		概ね3月に1回以上	○	—	●	
基30 プロモホルム	0.09mg/L以下		概ね3月に1回以上	○	—	●	
基31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		概ね3月に1回以上	○	—	●	
基32 亜鉛及びその化合物	金属		1.0mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	●	◎
基33 アルミニウム及びその化合物		0.2mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	●	◎	
基34 鉄及びその化合物		0.3mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	◎	◎	
基35 銅及びその化合物		1.0mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	●	◎	
基36 ナトリウム及びその化合物	味覚	200mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	◎	◎	
基37 マンガン及びその化合物	色	0.05mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	◎	◎	
基38 塩化物イオン	味覚	200mg/L以下	概ね1月に1回以上	◎	◎	◎	
基39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）		300mg/L以下	概ね3月に1回以上	◎	◎	◎	
基40 蒸発残留物		500mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基41 陰イオン界面活性剤	発泡	0.2mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基42 ジェオスミン *1	かび臭物質	0.0001mg/L以下	概ね1月に1回以上	◎	□	□	
基43 2-メチルイソボルネオール *1		0.0001mg/L以下	概ね1月に1回以上	◎	□	□	
基44 非イオン界面活性剤	発泡	0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基45 フェノール類	におい	0.005mg/L以下	概ね3月に1回以上	○	●	●	
基46 有機物（TOCの量）	味覚	3mg/L以下	概ね1月に1回以上	◎	◎	◎	
基47 pH値	基礎的性状	5.8以上8.6以下	概ね1月に1回以上	◎	◎	◎	
基48 味		異常でないこと	概ね1月に1回以上	◎	—	◎	
基49 臭気		異常でないこと	概ね1月に1回以上	◎	◎	◎	
基50 色度		5度以下	概ね1月に1回以上	◎	◎	◎	
基51 濁度		2度以下	概ね1月に1回以上	◎	◎	◎	

(注)

*1：給水栓については、かび臭物質の発生しやすい6月～9月に、月1回以上行います。なお、水道法では藻類の発生が少なく、検査を行う必要が無いことが明らかであると認められる期間を除くと定められています。

表-7 水質管理目標設定項目に係る検査頻度

◎：毎月 ○：年4回 ●：年2回 □：年1回

項目	分類	目標値	給水栓	原水	浄水・受水
目1 アンチモン及びその化合物	重金属	0.02mg/L以下	○	●	●
目2 ウラン及びその化合物		0.002mg/L以下(暫定)	○	●	●
目3 ニッケル及びその化合物		0.02mg/L以下	○	●	●
目5 1,2-ジクロロエタン	一般有機化合物	0.004mg/L以下	○	●	●
目8 トルエン		0.4mg/L以下	○	●	●
目9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		0.08mg/L以下	○	—	●
目10 亜塩素酸	消毒副生成物	0.6mg/L以下	浄水処理に二酸化塩素を使用しないため、検査は行いません。		
目12 二酸化塩素		0.6mg/L以下			
目13 ジクロロアセトニトリル		0.01mg/L以下(暫定)	○	—	●
目14 抱水クロラール		0.02mg/L以下(暫定)	○	—	●
目15 農薬類(115項目)*1	農薬	1以下	—	—	□
目16 残留塩素	臭気	1mg/L以下	○	—	●
目17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	味	10mg/L以上100mg/L以下	◎	◎	◎
目18 マンガン及びその化合物		0.01mg/L以下	◎	◎	◎
目19 遊離炭酸		20mg/L以下	○	—	●
目20 1,1,1-トリクロロエタン	一般有機化合物	0.3mg/L以下	○	●	●
目21 メチル-tert-ブチルエーテル		0.02mg/L以下	○	●	●
目22 有機物等(KMnO ₄ 消費量)	味	3mg/L以下	○	●	●
目23 臭気強度(TON)	臭気	3以下	○	—	●
目24 蒸発残留物	味	30mg/L以上200mg/L以下	○	●	●
目25 濁度	基礎的性状	1度以下	◎	◎	◎
目26 pH値		7.5程度	◎	◎	◎
目27 腐食性(ラングリア指数)	腐食	-1程度以上とし、極力0に近づける	○	—	●
目28 従属栄養細菌	水道施設の健全性の指標	2000個/mL以下(暫定)	○	—	●
目29 1,1-ジクロロエチレン	一般有機化合物	0.1mg/L以下	○	●	●
目30 アルミニウム及びその化合物	着色	0.1mg/L以下	◎	◎	◎
目31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)*2	有機フッ素化合物	合算して0.00005mg/L以下	—	—	○又は□

(注)

[目4]、「目6」、「目7」及び「目11」は削除。

*1：十日市浄水場の浄水(深井戸浄水及び浅井戸浄水)について、市町村水道水質共同検査に委託し、年1回検査を行います。

*2：十日市浄水場の浄水(深井戸浄水、浅井戸浄水及び送水)について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に委託し検査を行います。深井戸浄水については年に1回、浅井戸浄水及び送水については年4回検査を実施します。

表-8 その他の項目に係る検査頻度

◎：毎月 ○：年4回 ●：年2回 □：年1回

項目	分類	目標値	給水栓	原水	浄水・受水
要検討4 モリブデン及びその化合物	重金属	0.07mg/L以下	○	●	●
要検討16 スチレン*2	環境ホルモン	0.02mg/L以下	□	—	—
要検討17 ダイオキシン類*1	有機化合物	1pgTEQ/L以下(暫定)	—	—	□
要検討19 ノニルフェノール*2	環境ホルモン	0.3mg/L以下(暫定)	□	—	—
要検討20 ビスフェノールA*2	環境ホルモン	0.1mg/L以下(暫定)	□	—	—
要検討24 フタル酸ジ(n-ブチル)*2	環境ホルモン	0.01mg/L以下	□	—	—
要検討25 フタル酸ブチルベンジル*2	環境ホルモン	0.5mg/L以下	□	—	—
要検討31 プロモ酢酸	消毒副生成物	—	○	—	●
要検討34 トリクロロアセトニトリル	消毒副生成物	—	○	—	●
要検討36 ジブromoアセトニトリル	消毒副生成物	0.06mg/L以下	○	—	●
要検討37 アセトアルデヒド	消毒副生成物	—	○	—	●
要検討39 キシレン	一般有機化合物	0.4mg/L以下	○	●	●
要検討46 ペルフルオロヘキサスルホン酸(PFHxS)*3	有機フッ素化合物	—	—	—	○又は□
指針 クリプトスポリジウム等*4	耐塩素菌	—	—	●	—
指針 嫌気性芽胞菌	クリプト指標菌	—	—	◎	—

(注)

要検討：要検討項目。

指針：「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」の検査対象項目。

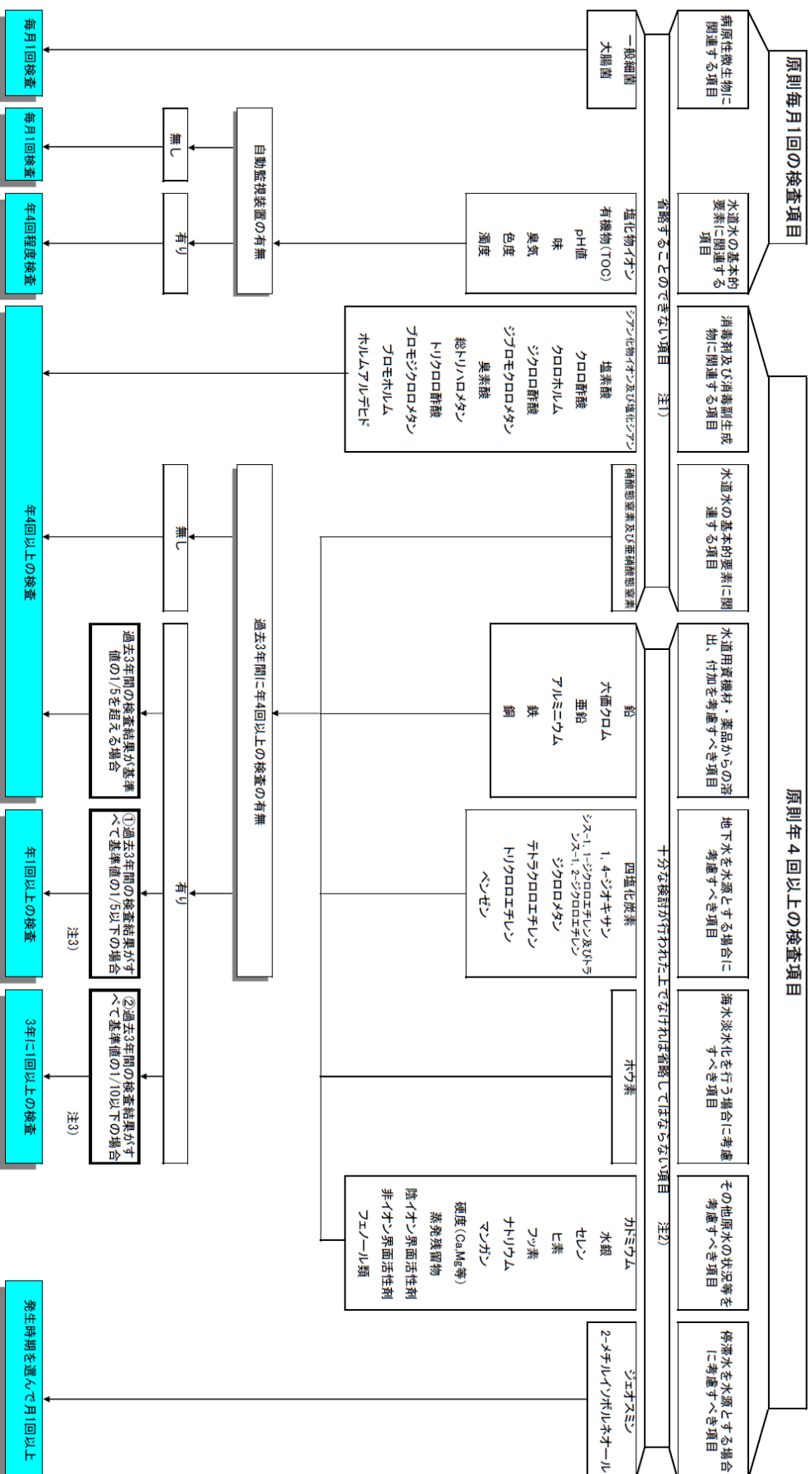
*1：十日市浄水場の浄水(深井戸浄水及び浅井戸浄水)について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に委託し、年1回検査を行います。

*2：市内給水栓(清阪及び蔵内)について、市町村水道水質共同検査に委託し、年1回検査を行います。

*3：十日市浄水場の浄水(深井戸浄水、浅井戸浄水及び送水)について、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に委託し検査を行います。深井戸浄水については年に1回、浅井戸浄水及び送水については年4回検査を実施します。

*4：十日市浄水場の浅井戸原水について、大阪府茨木保健所に委託し、年2回検査を行います。

水道法に基づく水質基準項目の検査頻度



5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次のような場合に実施します。

- 1) 水源の異常または水質が著しく悪化したとき。
- 2) 浄水処理過程及び送水系統に異常があったとき。
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- 4) その他特に必要があると認められるとき。

6 水質検査の方法及び実施機関

水質検査の方法は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号）等に定められた方法とします（表-9）。

水質検査は本市水道部浄水課で実施しますが、農薬類及び環境ホルモンについては大阪広域水道企業団市町村水道水質共同検査、PFOS及びPFOA、PFHxS及びダイオキシン類については地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所、クリプトスポリジウム等については大阪府茨木保健所に委託します。なお、採水・運搬につきましては、独自で実施します。

表-9 水質検査方法

水質基準項目		水質管理目標設定項目	
項目	検査方法	項目	検査方法
一般細菌	標準寒天培地法	アンチモン及びその化合物	ICP-MS
大腸菌	特定酵素基質培地法	ウラン及びその化合物	ICP-MS
カドミウム及びその化合物	ICP-MS	ニッケル及びその化合物	ICP-MS
水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光光度法	1,2-ジクロロエタン	PT-GC-MS
セレン及びその化合物	ICP-MS	トルエン	PT-GC-MS
鉛及びその化合物	ICP-MS	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	溶媒抽出-GC-MS
ヒ素及びその化合物	ICP-MS	ジクロロアセトニトリル	溶媒抽出-GC-MS
六価クロム化合物	ICP-MS	抱水クロラール	溶媒抽出-GC-MS
亜硝酸態窒素	IC	農薬類	(*1)
シアン化物イオン及び塩化シアン	IC-PC	残留塩素	DPD
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	IC	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	IC
フッ素及びその化合物	IC	マンガン及びその化合物	ICP-MS
ホウ素及びその化合物	ICP-MS	遊離炭酸	滴定法
四塩化炭素	PT-GC-MS	1,1,1-トリクロロエタン	PT-GC-MS
1,4-ジオキサン	PT-GC-MS	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	PT-GC-MS
シス及びトランス		有機物等(KMnO ₄ 消費量)	滴定法
1,2-ジクロロエチレン	PT-GC-MS	臭気強度(TON)	官能法
ジクロロメタン	PT-GC-MS	蒸発残留物	重量法
テトラクロロエチレン	PT-GC-MS	濁度	積分球式光電光度法
トリクロロエチレン	PT-GC-MS	pH値	ガラス電極法
ベンゼン	PT-GC-MS	腐食性(ランゲリア指数)	計算法
塩素酸	IC	従属栄養細菌	R2A寒天培地法
クロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS	1,1-ジクロロエチレン	PT-GC-MS
クロロホルム	PT-GC-MS	アルミニウム及びその化合物	ICP-MS
ジクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	(固相抽出-LC-MS)
ジブロモクロロメタン	PT-GC-MS		
臭素酸	IC-PC		
総トリハロメタン	PT-GC-MS		
トリクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS		
ブromoジクロロメタン	PT-GC-MS		
ブromoホルム	PT-GC-MS		
ホルムアルデヒド	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS		
亜鉛及びその化合物	ICP-MS		
アルミニウム及びその化合物	ICP-MS		
鉄及びその化合物	ICP-MS		
銅及びその化合物	ICP-MS		
ナトリウム及びその化合物	IC		
マンガン及びその化合物	ICP-MS		
塩化物イオン	IC		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	IC		
蒸発残留物	重量法		
陰イオン界面活性剤	固相抽出-HPLC		
ジェオスミン	PT-GC-MS		
2-メチルイソボルネオール	PT-GC-MS		
非イオン界面活性剤	固相抽出-HPLC		
フェノール類	固相抽出-誘導体化-GC-MS		
有機物(TOCの量)	全有機炭素計測定法		
pH値	ガラス電極法		
味	官能法		
臭気	官能法		
色度	透過光測定法		
濁度	積分球式光電光度法		

その他の項目	
項目	検査方法
モリブデン	ICP-MS
スチレン	(PT-GC-MS)
ダイオキシン類	(固相抽出-GC-高分解能MS)
ノニルフェノール	(固相抽出-誘導体化-GC-MS)
ビスフェノールA	(固相抽出-誘導体化-GC-MS)
フタル酸ジ(n-ブチル)	(溶媒抽出-GC-MS)
フタル酸ブチルベンジル	(溶媒抽出-GC-MS)
ブromo酢酸	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS
トリクロロアセトニトリル	溶媒抽出-GC-MS
ジブromoアセトニトリル	溶媒抽出-GC-MS
アセトアルデヒド	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS
キシレン	PT-GC-MS
ペルフルオロヘキサスルホン酸(PFH x S)	(固相抽出-LC-MS)
クリプトスポリジウム等	(*2)
嫌気性芽胞菌	ハンドフォード改良寒天培地法

(注)
 検査方法のカッコ書きは、委託検査。
 ICP-MS: 誘導結合プラズマ質量分析法、IC: イオンクロマトグラフ法
 IC-PC: イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
 PT-GC-MS: パージ・トラップ-ガス chromatography 質量分析法
 HPLC: 高速液体クロマトグラフ法、DPD: シェル-p-フェニレンジアミン法
 *1: 農薬の種類ごとに、固相抽出-GC-MS、PT-GC-MS、固相抽出-HPLC、固相抽出-LC-MS、LC-MS、誘導体化-HPLC、GC-MS、固相抽出-GC-MS
 *2: 親水性PTFEメンブレンフィルター法、免疫磁気ビーズ法、直接蛍光抗体染色法

7 水質検査計画及び水質検査結果の公表

「水質検査計画」を茨木市ホームページに掲載して公表し、必要に応じ冊子を配布します。

また、前年度の水質検査結果につきましても、茨木市ホームページに掲載して公表します。

8 その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

1) 水質検査結果の評価及び計画の見直し

水質検査結果は、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせて評価します。また、原水等の水質試験結果については、過去のデータを参考にして浄水処理過程へ迅速にフィードバックします。

「水質検査計画」については、市民等からの意見があれば、必要に応じ見直しを行います。

2) 水質検査の精度及び信頼性保証

水道水質検査の実施に当たっては、基準値等の10分の1程度まで測定し、測定値の変動が決められた数値以下となるように精度を確保します。

また、外部精度管理に積極的に参加するなど、水質検査の信頼性保証に努めます。

9 関係機関との連携

大阪広域水道企業団から浄水を受水しているため、アクアネット大阪（水道情報交換システム）を通じて、水質情報を共有し、水源から蛇口までの総合的な水質管理に努めます。また、国・大阪府・その他の水道事業者と連携を密にし、情報交換を図りながら、常に安全で良質な水道水の供給を目指します。

令和6年度水質検査計画は、茨木市ホームページでもご覧いただけます。

茨木市ホームページURL

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/suido/jousuika/menu/suishitsu/suishitsu_kensa.html

本検査計画に関するご意見等がありましたら、下記まで連絡をお願いします。

〒567-0016

大阪府茨木市十日市町16番1号 十日市浄水場

茨木市水道部浄水課水質係

TEL: (072) 643-6167

FAX: (072) 641-2229

E-mail: suidojosui@city.ibaraki.lg.jp